



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 フ ジ ト ミ  
代表者名 代表取締役社長 細 金 英 光  
(JASDAQ・コード 8740)  
問合せ先 取締役業務本部長 新 堀 博  
電話 03-4589-5500

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の追加

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

##### (2) 社外取締役及び社外監査役の責任免除に関する変更

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び定款第 37 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| (目的)<br>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 商品先物取引法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務<br>(2) 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務<br>(3) <u>外国為替取引業務</u><br>(4) <u>金融先物取引業務</u> | (目的)<br>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 商品先物取引法に基づく商品先物市場 <u>(外国商品先物取引市場を含む)</u> における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務<br>(2) (現行通り)<br><u>削除</u><br><u>削除</u> |

(5) 金融商品仲介業務

(6) 有価証券の保有及び売買

(新設)

(7) 次の物品の売買、輸出入業務

イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、及びゴム

ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属

ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属

ニ. 原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品

(8) 宅地建物取引業

(9) 不動産の賃貸及び管理

(10) 生命保険契約の募集に関する業務

(11) 損害保険代理業に関する業務

(新設)

(新設)

(新設)

(12) 自然エネルギー等による発電及び売電に関する業務

(13) 太陽光発電システム、オール電化システム（エコキュート・IHクッキングヒーター等）の販売及び工事

(14) 家電製品、環境関連商品の販売

(15) LED照明の開発、製造、販売及び設置工事

(16) 映像コンテンツ配信業務

(17) 前各号に付帯する一切の業務

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(3) (現行通り)

(4) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引（外国金融商品市場を含む）並びに当該取引の媒介、取次又は代理に関する業務

(5) 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む）における上場商品（デリバティブ取引を含む）の売買、委託の媒介、取次又は代理に関する業務

(6) 次の物品の売買又はその媒介、取次若しくは代理、輸出入業務

イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、及びゴム

ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属

ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属

ニ. 原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品

(7) (現行通り)

(8) (現行通り)

(9) (現行通り)

(10) (現行通り)

(11) 医療に係る保証に関する業務

(12) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務

(13) 損害保険契約及び生命保険契約の仲介に関する業務

(14) (現行通り)

(15) (現行通り)

(16) (現行通り)

(17) (現行通り)

(18) (現行通り)

(19) (現行通り)

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が

|   |   |
|---|---|
| <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 当社は、会社法 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
|---|---|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上